



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	14-15世紀前半のポーランドにおける王と国家と社会 : 共和主義の起源に関する一考察
Author(s)	井内, 敏夫; Inouchi, Toshio
Citation	スラヴ研究, 37, 155-176
Issue Date	1990
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/5189
Type	departmental bulletin paper
File Information	KJ00000113314.pdf



14－15世紀前半のポーランドにおける王と国家と社会

—— 共和主義の起源に関する一考察 ——

井内敏夫

16世紀初頭の1507年、財務官の職にあったスタニスワフ・ザボロフスキは、ポーランド国家の政体について次のように書いている。ポーランド内において「国王よりも上位の人がいるとは言わないが、王国の全社会（*tota communitas*）は王よりも上位にあり、より高い地位を占めている。なぜなら、王は社会の名において統治権を行使しているからであり、その印として王は戴冠の際に誓約を行なうのである」。また彼は、「あらゆる上級権は社会の中に、その福利のためにある」とも述べている¹⁾。

ところで、共和国という国家概念の基本が、一人支配の国家ではなく、公民の集团的主体としての社会が国家の本来の主人であるというような国家構造にあるとすれば²⁾、ザボロフスキのいう16世紀のポーランドは、王がいたにもかかわらず、すでに共和国としての条件を十分に備えていたといえる。彼の描く国家論の背景には、ポーランド国家の主人は王ではなく、社会であるという意識が確実に窺えるからである。

実際、周知のように、とくに16世紀以降のポーランド人は、自分たちの国家を表現する際、「レスプブリカ」、あるいは、それをポーランド語化した「ジェチポスポリタ」というタームを好んで用いていた。そして、その場合でも、それらのタームを彼らが「共和国」の意味で使用していたことは疑いない³⁾。近年伊東孝之氏が、社会の自律性の強さをポーランド史の特徴とする卓見を呈示された⁴⁾。筆者としては、分割前の国家が実は「一般貴族の共和国（*Rzeczpospolita szlachecka*）」でしかなかったにせよ、そのような社会の自律性の背後には、16世紀以来の共和主義の伝統が存在しているのではないかと考えている。

それでは、16世紀に隆盛をみるこうした共和制の理念、あるいは社会の自律性の起源はどこにあるのか。ポーランドではいつの時代に、どのような契機を経て社会は国家の主人であると意識するようになるのか。この問題を14世紀から15世紀前半の時代において探ることが本稿の目的である。換言すれば、この時代における主権はどこにあるのか、そして、もし主権関係が変化するとすれば、その変化過程はどのようなものであったのかという問題が中心課題となる。またその際、王朝の交代問題を軸にしてその原因をも合わせて考えてみたい。王朝問題は、中世社会の地位に大きな影響を与えるはずだからである⁵⁾。

このような問題に関しては、ポーランドには一定の研究蓄積がある。とりわけ、ポーランドにおける“*corona regni*（王国の王冠）”概念の発達という観点から、ドンブロフスキの研究⁶⁾が間接的に主権問題に迫っているし、また、ヴォイチェホフスキが中世国制史の著述のなかでこの問題を簡潔に取り上げている⁷⁾。一方、ドンブロフスキの研究に対するグジボフスキの詳細な批判的書評論文⁸⁾もある。

それゆえ、本論は原史料を読み返しながらか、こうした研究蓄積を批判的に検討し、論を

進めていくものであるが、この主権問題は議会の問題、つまり、議会の起源とその発達に関する問題とも関連している。それは、ここでいう「社会」はこの時代においては、諸身分の政治集会としてその姿を現すからである。したがって、こうした問題に取り組むには、社会と王との実際の政治的関係を具体的に見ていく必要がある。しかし、本論ではこの点は最低限に止め、主として、王と国家と社会の三者が公文書においてどのような関係を持って登場するか、この点に着目して論を進めていくことにする。主権の問題はなにかんづく法的な問題であると思われるからである。

その際、公文書のなかでも、ポーランドに臣従する属国がポーランドに対して行なう忠誠宣誓を主な材料として取り上げる。そして、その中でポーランド内のどのような要素が忠誠の対象として掲げられているか、ここに注目したい。なぜなら、忠誠の対象になっているものがその時点におけるポーランドの主権の担い手である、と見做して差し支えないと考えるからである。因みに、主権概念を初めて考察の対象にしたといわれるジャン・ボダンが、「主権の真の標識」として八つの権利を挙げているが、その中に忠誠と服従を求める権利が含まれている⁹⁾。

1 カジミエシ大王の時代 (1333—1370)

そのような方法に立って結論を一部先取りすれば、属国の宣誓にはその忠誠の対象に、まず王のみが現われ、やがて王とならんで国家が登場し、ついで社会が追加されてくる。その際、本論でいう「国家」とは史料の中では“*corona regni Poloniae* (ポーランド王国王冠)”のタームにあたり、一方、「社会」とは、“*regnicolae regni* (王国の住民)”とか、“*communitas* (共同体、人民)”を翻案した表現として使用している¹⁰⁾。

以上のことから類推できるように、本論の展開の一つの前提として、まず、国家ないし国土が君主やその一族の財産ではなく、独自の権利を持つ実体であるという意識が形成されなければならない。1132年、ピアスト家のボレスワフ三世公はポーランド国家を子供たちに分割、領有させ、それ以来ポーランドには分領公国制が定着したが、このような家産国家観念がまず克服されなければならなかった。ドンブロフスキによれば、国家が独自の権利をもつ実体として意識されるにいたるのは、まさに、この分領公国制を打破し、統一ポーランド王国の再建へと進む過程においてであった¹¹⁾。しかし、永続的な統一国家を1320年に一応確立したヴワディスワフ・ウォキエテクの時代には、君主と国家はまだ未分離の状態にあり、国家の権利という観念は未だ確立していなかったといえる。ウォキエテクの国は、マウォポルスカとヴィエルコポルスカの二州しか実際に領有していなかった。そこで彼は、三人のボレスワフ公がかつて築いた領域をもつ「ポーランド王国」の復活を目指し、同じピアスト家の諸公や外国勢力の支配下にある諸地方に対する支配権を主張するが、その際の論拠に、国家の権利という論理はまだ現われてはいなかった。そうした領域をもつ「王国」全体の「守護 (*defensor*)」としての王の権利、あるいは、ウォキエテク自身が過去にその地を領有していたという彼自身の権利が、この時代に使用されていた主たる論拠であった¹²⁾。

ウォキエテクの子、カジミエシ大王の時代になると、統合への論拠に新しい要素が加わる。例えば、1339年、東ポモージェの奪回を目指してドイツ騎士団と争った裁判では次のような主張がみられる。「東ポモージェの公国とテラ（terra）は上述のポーランド王国の領域内にあり、古くから同王国に属していた」¹³⁾。この文言は、東ポモージェが過去においてポーランド王国の領域内にあったから、カジミエシのポーランド王国も東ポモージェの領有権を主張できるという論理で用いられている。「ポーランド王国」という国家の権利が、支配権回復の根拠として使われ始めたといえよう¹⁴⁾。

カジミエシ大王の時代には、この国家の権利という点に関してさらに重要なことが起きている。それは、ポーランド国家を表現するタームとして、従来の「ポーランド王国」に加えて、新たに、“corona regni Poloniae（ポーランド王国の王冠）”という用語が使われ始めたことである。この用語の最初の使用は1356年の公文書においてである¹⁵⁾が、サントクとドレスデンコを略取していたドイツ人領主に対してポーランドの宗主権を要求し、それを認めさせた1365年の文書では、“corona regni（王国の王冠）”のタームは次のように使われている。すなわち、両地方は「以前からポーランド王国の王冠に所属しており、ゆえに、同王国の境界内にある」¹⁶⁾。

「ポーランド王国の王冠」というタームは、この一文では、「ポーランド王国」というかつての用語の単なる代用に過ぎないように見える。だがこのタームの導入は、実は、その後のポーランドにおける国家概念の発達、変容への大きな契機になると考えられる。なぜなら、「王国」というタームがなかならず住民を含む領域概念であるのに対し、「王国の王冠」とは、一定の法概念を内包する権力的な国家概念であったからである¹⁷⁾。

グジボフスキによれば、西ヨーロッパやハンガリーにおいて当時到達していた「王国の王冠」の持つ意味は多様であるが、次の三つの点は基礎概念として共通のものであった。すなわち、個人と職は別物であるという点。第二に、職に権限が備わっているのであり、しかもその職の属性としての権限は不可分かつ、不可譲渡のものであるという点。第三点は、この職の概念が国家内の最高の職である王位に適用され、そうした王位は、他のいかなる職にも従属しない、つまり、教皇や皇帝にも従属せずという観念である。そのように観念される王位とその権能が、王個人とは別個にして独自の権能をもつ実体、すなわち、法人としての国家として理解され、かつ、それらが王冠に象徴されることによって、「王国の王冠」という国家概念が出来上がるのだろう¹⁸⁾。

国王機関論ともいえるこの「王国の王冠」なる国家概念は、したがって、王権の強化を促しうる側面を強くもっている。なぜなら、最高の職にある王は、王の一族の成員として自らを拘束していた伝統的な私法的制約から解放され、その王位という職の属性として、王の一族に対する絶対的優位を主張できるし、また、世界的権威からの独立をも根拠付けることができる。さらに、職権の不可分性という考え方は、王領地や国家領土の一体性と不可譲渡性の観念を導きだし、それゆえ、これを論拠にして王領地や領土の統合、回復をより一層理論化することもできる。

だがその一方で、この国家概念は王個人と王位とを根本において分離させている。それゆえ「王冠」という概念は、ある条件下では、独自の権利をもつ国家が王と完全に分離し、

なおかつ、その国家を社会の側が吸収し、取り込むということが起こる可能性をも孕んでいる。擬人化され、法人視される国家とはいえ、国家がもつ独自の権利を行使できる実体は、実際には、王か、または、身分制化され、君主に対して一定の権利をもつ社会以外にはないからである¹⁹⁾。まさに、そうした現象がこの後ポーランドで発生すると考えられるのであるが、それはこのカジミエシ時代ではない。

さて、以上のような要素を内包する「王国の王冠」というタームが1350年代後半にポーランドで使用されるようになる²⁰⁾が、その当時においては、そうした概念全体がポーランドで即座に理解され、かつ、公的な政治の場において適用されたとは言い難い。国家領土の不可譲渡性という原則は「王冠」概念の重要な一環をなす²¹⁾が、大王自身がこの原則を踏み躪っている。大王は死に際して、三つのテラを王国から分離し、自分の孫にあたるシチェン公のカシコにこれを相続財産として与えるという遺言を残しているのである²²⁾。

大王のこの遺言は、一方、この時代における国家の地位を暗示している。つまり、国家の権利という考え方がこの頃定着しだしたとはいえ、同時に国家が王と対等の主権の地位を獲得したとは言い難い。グニエズノ大司教ヤニスワフも、1339年、世襲王で、生来の王（*rex naturalis*）であるカジミエシの王権の性格を次のように表現している。「ポーランドのドミニヌスである王は、ポーランド王国のもとにあるすべてのテラのドミニヌスであり、意のままに与え、意のままに奪う」²³⁾。国家を凌駕する権利を王はもっていたといえよう。また、マゾフシェ公ジェモヴィトが1355年にポーランドに臣従するが、そのときに忠誠の対象として挙げられていたのはカジミエシ大王だけであった²⁴⁾。

他方、社会はいかなる地位にあったのか。イギリスの例を引けば、“*corona*” 概念の発達と社会の地位の上昇は相関関係にある²⁵⁾。このことからしても、大王の時代におけるポーランド社会の地位は、それほど高いものではなかったことが予想される。

なるほど、この時代には、ドイツ騎士団と和約を締結した1343年のカリシ協定の際、ポーランドの各テラの高官と主要な王領都市が協定の批准者として登場する²⁶⁾。また、1355年のブダ協定は、ハンガリー王のルードヴィクがポーランド社会の請願に答えるという形をとり、かつ、ポーランド社会が一体として初めて、「レグニコラエ（住民）」の名で聖俗の4人の官職保有者に代表されて登場している²⁷⁾。この協定は、男子のいないカジミエシ大王の後継王に、大王の甥にあたり、ピアスト家の血を引くアンジュー家のルードヴィクが就任することを取り決めた協定である。

しかし、これらをもって、社会が公式的にポーランドを代表する地位に達したということは到底できない。カリシ協定に諸身分が批准者として登場するのは、相手方のドイツ騎士団の要求と大王の命令の結果であった²⁸⁾。一方、ブダ協定は、両国の王による合意内容を後継者のルードヴィクがポーランド社会に公表し、遵守することを約束したに過ぎない²⁹⁾。また、4人のポーランド社会の代表についても、彼らが社会的な性格を持つ集会で選出されたという形跡はまったくない³⁰⁾。社会はまだ主体的な権利をもっていないといえよう³¹⁾。

以上、カジミエシ時代の特徴をまとめれば、国家の権利についての意識が成長してくる

ものの、主権は王一人にあって、社会はいうに及ばず、国家もまた王と対等の地位には未だ到達していない。

2 ルードヴィク時代 (1370-1382)

ピアスト朝が断絶し、アンジュー家のルードヴィクの時代になると、この三者の関係に変化が認められる。とりわけ、“corona”で表現される国家の地位が急激に上昇する傾向が見られる。例えば、1374年にハンガリーのコシツェで開かれたシュラフタの集会において、王はつぎのような宣誓を行なっている。「余は、健全にして無欠かつ無傷のポーランド王国王冠を常に維持し、同王冠のいかなるテラや部分も同王冠から切り離したり、同王冠を縮小させたりはせず、反対に、余の戴冠式において誓約したごとく、同王冠を拡大、回復することを余の信仰にかけて誓約する」³²⁾。いわゆるこのコシツェの憲章は、王が戴冠式の際にも同様の宣誓を行なったことを示唆するものであるが、ここからは次のことが窺える。つまり、この宣誓は王が国家に対する義務を負っていることを示すものであるから、王と国家が別物として一層強く認識されると同時に、領土の不可譲渡性という“corona”概念の重要な一要素が法的に確立したという点である。

それだけではない。戴冠式前後に起こったある事件とその結末を検討すれば、さらに、国家は、このルードヴィク時代には主権の地位を獲得したといえるのではなからうか。

その事件とは、前述のカジミエシ大王の遺言に関するものである。大王は三つのテラを王国から分離し、自分の孫にあたるシチェチン公のカシコにこれを相続財産として与えるという遺言を残した。しかし、大王の死後王国のバロンの中から疑義が起り、ルードヴィクがクラクフに戴冠式のために到着するや、バロンの集会が組織されたりして、遺言の合法性についての検討が行なわれる。そして結局、カシコには、そのテラの一部が相続領としてではなく、レーンとして与えられることになる。

この解決策自体は、国家領土の不可譲渡性という“corona”概念の社会への浸透を、前述のルードヴィクの宣誓と同様に物語るものであるが、興味深いのは、この結末を記す同時代人のヤンコの次のような記述である。すなわち、カシコは「ドミヌスである王の戴冠式の際に、ドブジニ公国を封土としてドミヌスである王とポーランド王国王冠より受け取った」³³⁾、と彼は書いている。擬人化された国家が、王と対等の権利の所有者として自らの権利を行使しているのである。この記述は公文書ではないにしても、このことは、「ポーランド王国の王冠」という国家が、この時代には王と並ぶ主権の担い手であると見做されていたことを示している。

さらに付言すれば、この遺言状の処理は、戴冠式のために参集した諸身分の集会において王が行なっている³⁴⁾。もちろん、諸身分の集会といっても、当時におけるその主体は王の助言機関としての国王評議会（*rada królewska*）であって、高位聖職者とバロンで主に構成されるものであった。しかし彼らバロンは、この頃にはもうすでに、各テラの社会の代表という自覚と意識を持っていると考えられる³⁵⁾。この点から判断すれば、ヤンコのいう「ポーランド王国の王冠」の実体は部分的には諸身分の社会的な集会を暗示し、し

たがって、社会が王とともに「王冠」の権利を行使しているという印象を受ける。

以上の諸点は、ポーランドの“corona”概念がヨーロッパの一定の水準に到達したことを物語るものであろう³⁶⁾が、こうした変化が、ルードヴィクは所詮外来の王であるという社会の意識の反映であることは疑いない³⁷⁾。

それでは、戴冠時に国家に接近しつつあった社会の地位は、ルードヴィクの時代を通じてどのように変化するのでしょうか。この時代には、余所者の王という条件の外に、社会の地位の上昇を促し得るもう一つの条件があった。それは、ルードヴィクには娘しか子孫がいなかったという事実である。前述のコシツェの集会は、男系の世襲のみを約束したブダ協定³⁸⁾を変更し、娘たちによるポーランド王位の継承を社会に認めてもらうためのものであった。実際、コシツェの憲章には、娘たちの王位継承に対する社会の承認権が明記されている。すなわち、「バロンとシュラフタならびに他のすべての者の同意と意志に基づき、すべての者は、男系の子孫のなきときは、余の娘たちを自分たちのドミヌスにして上述の王国(＝ポーランド——引用者)の世襲者と認め、かつ、受け入れた」³⁹⁾、とある。

社会の意志とは無関係に後継者が決定されたカジミエシ大王の時代と比べれば、このように、社会の地位の上昇には顕著なものがある。また、コシツェの憲章は、シュラフタ領への課税を農地1ワンにつき2グロッシュのみに限定するという税特権を含んでいた。これは、臨時税を課す場合にはバロンのみならず、シュラフタ身分全体の同意を必要とすることを意味し、それゆえ、公権力への公式的な参加の道をより広範な社会層に開きうるものであった⁴⁰⁾。加えて、社会の自律性も高まっている。反ルードヴィク的な騒擾がヴィエルコポルスカではほぼ継続して発生していたし、1378年には、王が独断で任命した総督(オポーレ公)を、これまたヴィエルコポルスカが中心となって王に断念させている⁴¹⁾。

しかしこうした社会の活動は、社会が王とともに「王冠」の権利を行使するという戴冠時に見られ始めた形態の継続であるとは言いがたい。それらは、国内にほとんど滞在せず、ポーランドの国家的利益にも冷淡なルードヴィクに対する社会の不満の表明であって、いわば、非公式的な活動であった⁴²⁾。実際この時代においては、王自らが選任し、王の信任の厚い少数の“consilarii(顧問)”が政治を司り⁴³⁾、国王評議会の召集もまだ稀であったようだ⁴⁴⁾。1377年、王がポーランド国家の一体性を無視してルーシ・ハリツカを奪い、これをハンガリーに併合したときも、社会的な集会は召集されてはいない⁴⁵⁾。

以上の諸点を考慮すれば、この時代に王と並んで国家が主権の担い手という地位に一応就いたといえよう。それだけに、社会の地位も上昇している。しかし、公的な形で社会が獲得したものは、王や国家とならぶ主権的な地位ではさらさらなく、ただ、統治への公式的な参加を将来において可能とするような身分特権のみであった。社会はまだ国家の権利を代弁することはできず、それゆえ、国家の地位も王権に対して磐石ではなかった。こうした国家と社会の地位の上昇とその限界は、ルードヴィクが所詮、外国の王であり、生まれながらの王ではないと同時に、それでもなおピアスト家の血を引く世襲王であったという二重の現実を反映したものであろうと考えられる⁴⁶⁾。

3 空位期 (1382.10—1384.10)

つぎに、ルードヴィクが死去した1382年の秋から約二年間、思わぬ事態が起こり、社会が国家とともに統治主体として登場する、と言い得るような状態が続くことになる。

その異常事態とは、娘のうち誰を主権女王とするか、そして、ヤドヴィーガの登極をポーランド側が決定してからも、幼少を理由にポーランドへの女王の到着が遅れるといったことから生じた空位期である。君主を欠いたこの時期において国内の統治を實踐できる主体は、高位聖職者とバロンであるが、彼らが中心となって一般シュラフタや時には都市をも交えて集会を開き、自ら全体を“*communitas regni*”，つまり、王国の共同体すなわち社会と称して統治を實踐していくのである。

こうしたコムニタスの集会は、両州別あるいは全国的集会と様々であるが、この二年の間に頻繁に開催されている⁴⁷⁾。とりわけ、1384年3月のラドムスコでの全国集会では、国内の統治を任務とする連盟が組織される。そしてこの連盟は、「コムニタスとこの王国の王冠にとって善きこと」のみを行なう⁴⁸⁾というように、社会と国家に対して宣誓を行なっている。つまり、空位期という異常事態において、社会は国家と並ぶ主権の担い手に押し上がったといえよう。社会の権力実体である連盟の決定を侵犯するものは「王国の公然の敵」とみなされ、また、連盟は君主を選択し、外交を決定しさえもする。王との相違は官職の任命権を連盟がもたないことのみであった⁴⁹⁾。

4 ヤドヴィーガの未成年期 (1384.10—1386.3)

社会が統治主体として活動するこのような状態は、ヤドヴィーガが即位してからも彼女が12歳を迎え、リトヴァ大公のヤギェウォと結婚するまで続くようだ。例えば、ヤドヴィーガの夫にヤギェウォを選び、リトヴァとの合同を成立させたのは、マウォポルスカのバロンを主体とする社会の側であった。その点は、1385年8月にクレヴォで合同規約が締結された際、ポーランド側の主体が、ハンガリー王太后の外には王国のバロンだけである⁵⁰⁾ことに示されるほか、1386年にヤギェウォが發布した特権状にも次のような一文がある。「高位聖職者とバロンたち、ならびに有力者 (*proceres*) とシュラフタ (*nobiles*) の全コムニタスは、神の恩寵に鼓吹されて余を後見人と総督に選んだ」⁵¹⁾。ヤドヴィーガは、リトヴァとの合同の決定という重要な国事行為に実質的には全く参与していない。

しかし、これをもって、この時代に社会が真の主権的地位にあったというのは性急にすぎよう。1386年2月の結婚式以前に、リトヴァの三人の諸公がそれぞれ、クレヴォの規約をヤギェウォに遵守させることを誓った。その時の誓約の対象は、一件がバロンだけであって、他はヤドヴィーガのみか、またはヤドヴィーガとバロンの両者になっている⁵²⁾。また、マゾフシェ公がポーランドとの友好を再確認した1385年の文書では、ポーランド側の代表はヤドヴィーガであり、諸身分は両君主の盟約の保証人として登場するに過ぎない⁵³⁾。したがって、このような事例を斟酌すれば、異教徒のヤギェウォが洗礼(洗礼名ヴワディスワフ)をして、結婚式をすませ、彼がポーランド王として戴冠する1386年3月までの間、

高位聖職者とバロンを主体とする社会の地位は、ヤドヴィーガの名代であり、そしてそのような立場で社会がポーランドを正式に統治していたということができよう。

5 ヤギェウォとヤドヴィーガの時代 (1386. 3 – 1399. 7)

しかし、空位期以降の以上のような社会の地位は、ヤギェウォとヤドヴィーガの共同統治が始まると、そのままその後も続くわけではないようだ。

そのことは、リトヴァの諸公が行なった忠誠宣誓に窺える。例えば、1388年5月のディミトルの宣誓では、「リトヴァ公である余、ディミトル・コリブトは、このポーランド王ヴワディスワフとヤドヴィーガとその子供たち、ならびにポーランド王冠に対して誓う」⁵⁴⁾とある。すなわち、忠誠対象に国王夫妻とそのいずれ生まれるであろう子供たち、ならびに国家のみが挙げられ、社会が脱落しているのである。このようなリトヴァ諸公の宣誓形式は、ヤドヴィーガの生存中はほとんど変化していない⁵⁵⁾。また、モルダヴィアの宣誓も、同様にポーランド社会を忠誠の対象として挙げてはいない⁵⁶⁾。

そして興味深いことに、この間、大勢のシュラフタを含む集会はおろか、国王評議会の開催頻度も、ヤドヴィーガの親政以前や彼女の死後の時代と比べると格段に少ないように思われる⁵⁷⁾。重要な政治問題がなかったわけではない。リトヴァへの布教に加えて、リトヴァ本土は、内紛とドイツ騎士団の侵攻とに脅かされて壊滅寸前の状況にあった。

もっとも、社会の公的な活動が共同統治の開始とともに停止したわけではない。国王評議会の定席メンバーが職との関連で確立しだすのは、ようやくこの時代である⁵⁸⁾。また、下級の地方役人や一般シュラフタとともに、評議会の成員が一体となって参加する全国議会 (sejm walny, zjazd ogólnopaństwowy) が成立し始めるのも、空位期を含めたこの14世紀末からであるといわれる⁵⁹⁾。さらに、1386年11月と1388年2月の全国議会では、シュラフタ身分は旧来の特権の確認を受けただけでなく、議会主義の成長を促す新たな特権をも獲得した⁶⁰⁾。また、両君主の相談役としての“consilarii (顧問)”にあっても、リトヴァの利益を重視しようとするヤギェウォに対して、ポーランドの利益を代表して積極的に発言する姿勢が明確に窺える⁶¹⁾。要するに、顧問たちも社会の側に立ち、また社会全体も、空位期以降の政治状況の上に立って、独自の公的機関を獲得しつつあったといえよう。この点で、この時代の国家構造は決してルードヴィク時代への回帰を意味するものではない。

しかし、社会的集会の開催頻度数の低下や社会が宣誓の対象から脱落したことを考慮すれば、やはり、この時代と空位期以降の状況との明確な相違を感じざるをえない。社会が忠誠の対象から外れたことは、後述するように、社会の代表たる国王評議会が、空位期以降持っていた決定機関としての性格を失い、法的には単なる助言機関に戻ったことを反映するものであろう。こうした状況は、もしヤドヴィーガが長寿を保ち、かつ男子を残していたら、空位期以降に形成された構造が異常事態として清算され⁶²⁾、したがって、空位期後のポーランドにも、西ヨーロッパと同じような等族的君主制国家として歩む可能性があった⁶³⁾ということを物語るものではなかろうか。

6 ヤドヴィーガの死からアンナの死まで (1399-1416)

しかし、結局、1399年、社会の深い悲しみに包まれてヤドヴィーガが子孫を残さずに急逝すると、その後ポーランドの国家構造は急変することになる。いわゆる社会の地位が急激に上昇する現象がみられる。

例えば1401年1月のことである。この時、ヤギェウォの従弟のヴィトルドは、ルーシを含むリトヴァ全体に対する終身の統治権を獲得した。これは、彼が実質的にリトヴァ国家の大公位を認められたことを意味し、クレヴォの合同規約の大きな変更であった。クレヴォの規約は、リトヴァ大公国の国家性の解消を進めるものであった。しかるに、1401年の合同規約は、ヴィトルドに旧大公国領の全体に対する君主権を認めることにより、当面は彼の生存中だけとはいえ、リトヴァの国家性の回復を保障するものであったからである⁶⁴⁾。

そして、こうした両国の関係の変化に伴い、ヴィトルドがヴィルノにおいてポーランドに対して誓約を行なっているが、その中には次のような文言が見える。「余は、ヴワディスワフ王と王国ならびに王冠と同ポーランド王国の住民 (regnicolae) を見棄てず、全力を尽くして常にそれらを支援する」⁶⁵⁾。すなわち、ヴィトルドは宣誓の対象として、ポーランドの王と国家のほか、レグニコラエという表現でポーランドの社会を挙げているのである。同じ日のヴィルノでは、リトヴァの臣民が集団的にポーランドに対して宣誓をしているが、そこでも、王と国家の外にポーランドの社会が忠誠の対象になっている⁶⁶⁾。

それでは、なぜヴィトルドらはポーランド社会に臣従の礼を取ったのであろうか。

ここで注意を要することがある。それは、この時代においても、ポーランド社会が属国の忠誠対象になるのは、まったく例外的な現象であるという点である。例えば、1410年、ドイツ騎士団との戦いの最中に、西ポモージェのスウープスクの公ボグスワフがポーランドに臣従をするが、その際、公は王とポーランド王国王冠のみに宣誓し、ポーランドの社会を宣誓の対象として挙げてはいない⁶⁷⁾。モルダヴィアやワラキアの支配者たちも、同様に、社会に対して忠誠を誓ってはいない⁶⁸⁾。また、リトヴァ大公国内の分領公が1401年以降単独で宣誓する場合には、直接の忠誠の対象は自らの君主であるヴィトルドであった。そして、その後で、ヴィトルドの死後にはヤギェウォと王冠以外の君主を持たないと述べるだけで、ポーランド社会への言及は一切ない⁶⁹⁾。これは、その公位を宗主国の社会の意志とは無関係に占有している君主は、宗主国とはいえ、その国の人民に宣誓をするいわれはまったくないという点から説明し得るかもしれない。

それゆえ、1401年のヴィトルドらの宣誓にポーランド社会が掲げられた理由としては、ポーランドとリトヴァとの間の法的関係の変更における社会の役割を考慮する必要があるであろう。実際、1401年のヤギェウォとヴィトルドとの協定の締結そのものに、バロンを主体とするポーランド社会が主体的な権利をもって参加していたのである。そのことは、同年3月、ラドムにおける政治集会の文書に示されている。49名の国王評議会の成員が、シュラフタ社会 (universitas terrigenarum) を代表し、両者の協定を確認する文書を王とは別個に発布しているのである⁷⁰⁾。要するに、ポーランド社会が宣誓の対象になる理由は、大公の任命に象徴されるような両国の国家関係の在り方に関して、国王評議会に代表される

ポーランド社会が王と対等の共同決定権をもった⁷¹⁾ことにあるということになるが、そうした関係はその後の史実によっても立証できる。

まず第一に、1413年にホロドウォで開催された両国合同の集会において、ヴィトルドの死後も新たな大公を置くこと、つまりは、大公国の国家性の維持を永続化することなどが決定され、同時に、ポーランド社会による大公の選出権も改めて確認された。その際、リトヴァの臣民たちは、ヤギェウォとヴィトルドの両君主とポーランド国家に誓約するだけでなく、ポーランドの社会に対しても忠誠を誓っている⁷²⁾。さらに1432年、ジグムント・キェイストゥトヴィチが、反抗的なシヴィドリギェウォ⁷³⁾に代わってリトヴァ大公に任命されたとき、その任命はポーランド社会の「意志と同意のもとに」行われた⁷⁴⁾。そして、その時のジグムントの宣誓は、「余は、余のドミヌスであるヴワディスワフ王と王国ならびに王冠と同ポーランド王国のレグニコラエを見棄てない⁷⁵⁾」というように、1401年のヴィトルドの宣誓と同じく、ポーランド社会を宣誓の対象として挙げているのである。

しかし、問題はここに止まらない。1401年の前述の合同規約は、実はクレヴォ以来の体制を変化させた最初のものではないのである。ヴィトルド自身は、すでにヤドヴィーガ存命中の1392年、ルーシの諸地方を含めた旧大公国領全体に対する統治権を得ていた。このいわゆるオストルフの合同は、厳密に言えば、総督という行政的な地位をヴィトルドに与えたものであったにしても、この時からクレヴォ体制の変革は始まっていたといえる。旧大公国領の諸地方を一つの行政下に再統一させ、事実上の国家性の回復という政治的な意味合いをそれはすでに持っていたからである⁷⁶⁾。それにもかかわらず、1392年の合同文書には、バロンたちの存在すらもが想起されていないのである。当時のヴィトルドらの宣誓は、当然のごとく、国王夫妻と王冠のみに忠誠を誓い、ポーランド社会を挙げてはいない⁷⁷⁾。

このことは、ヤギェウォの即位後、リトヴァとの関係の在り方に関してポーランド社会が公的な権利を持ち始めるのは、ようやくヤドヴィーガの死後であるということを明示している。それでは、なぜこのような変化が起こり得るのだろうか。その原因としては、ドイツ騎士団との戦争が逼迫し、社会の協力をいっそう必要とするという政治的問題もあるが、ヤドヴィーガの死によって自然にもたらされる社会の地位の向上がまず第一に考慮されるべきであろう。この点については、女王の死後にヤギェウォがとった行動から推察できる。年代記によれば、ヤギェウォは女王の葬儀を済ませたあと、王位を辞してリトヴァに帰ろうとしたという。王国の世襲権者であるヤドヴィーガが子孫を残さずに世を去った以上、外国の王国に留まることは不当であり、また、王国の高位聖職者やバロンが自分を王位から追放するだろうと考えたからだという⁷⁸⁾。

もっとも、ヤドヴィーガの死とともに、王位の世襲制の観念が消滅したわけではない。ヤギェウォはヤドヴィーガの遺言と顧問たちの助言に従って、カジミエシ大王の孫にあたるツィリア伯の娘、アンナと1402年に結婚することになる。彼女は、ヤドヴィーガと異なり、君主権を持たないにしても、ポーランドの世襲権者であった。それゆえ、両者の「真の後継者 (*successores legitimi*)」がポーランド王位を世襲することが、1413年の合同規約で明示されている⁷⁹⁾。しかし、ヤギェウォの前述の行動は、ポーランド国家の主人と

は王ではありえず、本質的には国家は社会のものという観念が、ヤドヴィーガの死後、王自身をも含めて急速に定着しだしていたことを物語るものではなかろうか。実際ヤギェウォは、顧問たち（*consilarii*）によるものではあるが、女王の没後に王位への権利の確認を改めて受けているのである⁸⁰⁾。ポーランド社会がリトヴァとの国家関係に関する共同決定権を獲得し、それに伴って、リトヴァの大公と臣民の忠誠宣誓にポーランド社会が掲げられるという変化には、そうした観念に基づく社会の地位の上昇が反映していることは疑いない。

以上、ヤドヴィーガ没後のポーランドでは社会の地位が再び上昇し、全面的にはないにしても、少なくともリトヴァに対して、社会が主権の担い手の一つになったといえよう。その最大の要因は、ヤドヴィーガという正統な世襲権者の血が途絶えたことにある。しかし、リトヴァと他の属国に対する社会の地位の相違を考えれば、ポーランドにおける社会の地位の上昇には、リトヴァとの合同自体もその大きな推進力になっていた点を見過ごすことはできない。リトヴァが社会の地位と役割を誇示する場となり、かつ、それらを不断に上昇させるバネになっていたと考えられるからである。

7 ヤギェウォ治世の末期 (1417-1434)

さて、ピアストの血を引くアンナは、娘のヤドヴィーガ一人を残して1416年に他界する。その後の王と国家と社会との関係には、よりいっそうドラスティックな変化が生じるといわざるをえない。その変化とは、“*corona*”で表現される国家が王から分離し、社会と国家が明確に同一視されるという方向への変化である。

社会と国家を同一視していると解釈し得るような表現が公文書に現われるのは、ドンブロフスキによれば1404年のことである。だが、この1404年の場合は誤記という虞れもある⁸¹⁾。それゆえ、これを省くと、そうした意味合いを持つ表現が現われるのは1420年代のことである。まず最初の例は、1420年、グニエズノ大司教トロンバが、クラクフ司教で王国大法官（*kanclerz królestwa*）のヤストシェンビェツを譴責した文書のなかに現われている。これは、クラクフ司教がポーランドとドイツ騎士団との争いを調停する皇帝のもとに出席した際、逸脱行為を司教が行なったという理由で下された譴責であるが、そのポーランド語版の文書には次のような一文がある。「王と人民の全王冠とに対して罪をなしたと王と人民の全王冠とから」司教は咎めを受けた⁸²⁾、と。ここでいう「人民の全王冠（*wschitka korona pospolstwa*）」とは、「人民のポーランド国家」と言い換えて差し支えない。つまり、ポーランド国家の主人は人民すなわち社会であるという意識が、この語句には表明されている。

しかし、この譴責文書にはもう一つラテン語版があり、そこでは「人民の国家」というような表現は使われてはいない。ラテン語版では、「王と王冠とコムニタスに対して罪をなした」⁸³⁾と表現されている。つまり、その表現形式は、リトヴァ諸公の宣誓文書と同様に、王と国家と社会の三要素が並列に並べられており、ポーランド語版とは違って、三者の相互関係を云々できない形式になっている。

当時においてはラテン語版が正文である。だがそれにしても、「人民の国家」という表現を含むポーランド語版の存在は、少なくともポーランド人の法意識の中では、国家の主人は社会であるという観念がこの頃には十分醸成されていたことを物語っていよう。加えて、この点を裏付ける史料がもう一つある。それは、ヴィトルドに宛てたヤギェウォの1426年の書簡である。この書簡によれば、当時宣誓を要請されたマゾフシの諸公は、ポーランド王への宣誓のみを受諾し、ポーランド王冠への宣誓は拒否しようとした。そしてその理由を、マゾフシの公たちは次のように説明したという。「もし王冠に対して臣従すれば、その時には、王冠の誰もがわれわれを自分たちの封臣と見做すことができよう。そうした屈辱を受けるよりは死んだほうがましだ」⁸⁴⁾、と。

このマゾフシ諸公の一件と司教の譴責文書とを合わせれば、次の結論が引き出せよう。つまり、1420年代には、紛うことなき主権の担い手は王と“corona”であるが、“corona”のタームで表現されるポーランド国家は、王国の全社会を意味するという観念が公的にも確立していた⁸⁵⁾、と。換言すれば、ポーランド国家を「ジェチポスポリタ（共和国）」と表現するにいたる芽は、このヤギェウォ時代の末期にすでに芽生えていたといえる。

それでは、社会が国家を自らのうちに取り込み、国家の本来の主人は社会であるという法意識が定着するにいたる原因は、どのようなものであったのか。その決定的な要因は、この時代において、王位の世襲制の観念が薄れ始め、ついには選挙王制へと移行したことにあると考えることができる。

前述のように、ピアスト家の血を引くアンナが生存している間は、王位の世襲制の観念はまだ生き続けていた。しかし、彼女は1416年に男子を残さずに他界した。しかも、ヤギェウォはその後独断で、ピアスト家と縁もゆかりもなく、臣下にあたるおよそ45歳の未亡人で、その上、自分の洗礼親の娘に当たるエリジベータとの結婚を決め、全社会の失望と怒りを買った⁸⁶⁾。まさにこのとき、社会の間では、世襲制の観念は崩れ始めたといえる。

なるほど、ヤギェウォがエリジベータと結婚をしたこの段階では、世襲制の観念が完全に消滅したとはまだいえないかもしれない。アンナの娘であるヤドヴィーガにも、当時、世襲権者としての資格があったからである。そして1421年には、ヤドヴィーガとブランデンブルク辺境伯の長子、フリードリヒとの結婚が成立し、そのフリードリヒがポーランド王位に就く可能性が示唆されている。しかし、アンナは、ホロドウォの文書にうたわれている「真の後継者」では決してなかった。彼女の世襲権は、まさに、1413年の集会で社会によって認められたものであり、生得のものではなかった⁸⁷⁾。実際結婚協定では、フリードリヒの王位就任は、「ヴワディスワフ王が男系の子孫を残さなかった場合」に限るという条件がついている⁸⁸⁾。したがって、もしフリードリヒが王位に就き、ヤドヴィーガとの間に男子の子孫を残した時、完全な世襲制が復活する可能性が十分にあるにしても、この1421年前後の時点においては、社会の目には両者は選挙王として映じたに違いない。

また、結婚協定にある「ヴワディスワフ王の男系の子孫」にしても、当時としては、誕生の可能性は絶望的と見られていたはずである。比較的高齢のエリジベータがその前年の1420年に亡くなり、新しい妃を迎える準備が進んでいたが、ヤギェウォはすでに73歳であった。しかも、王が男子に恵まれたにしても、その子が、王位に予定されていることと、生

来の王として迎えられるかということとは、別の次元の問題である。

事実、ヤギェウォには、キエフ公の孫娘である第四番目の妃との間に、1424年、ヴワディスワフが、ついで1427年にはカジミエシが誕生する。そして、ヤギェウォは早速ヴワディスワフを「真の後継者」と宣言するが、バロンたちはこれを認めなかった。翌1425年のブジェシチ・クヤフスキでの集会で、バロンたちは、諸身分の従来の特権に新たなものを加え、これをヤギェウォが確認することをヴワディスワフの即位の条件として掲げた。生来の王としての世襲の君主権を要求するヤギェウォと、選挙制を主張するバロンたちとの闘争がここに始まるのである⁸⁹⁾。そして、この攻防がバロンたちの主導権のもとに展開されたことは、1432年に行われた前述のジグムントの宣誓で明らかである。大公の宣誓は、ヤギェウォの子どもたちを忠誠の対象として挙げてはいない⁹⁰⁾。

要するに、世襲制の消滅が法的に明確になるのは1425年頃からであるにしても、すでにエリジベータとの結婚の時点で、生来の王を持ち得るという意識が社会の間ではほぼ消え失せていたことを以上の状況は物語っている。真の世襲君主を持ちうるという可能性が消えた時、社会が自らを国家の主人であると明確に自覚したとしても不思議ではなからう。

このような世襲制の消滅と選挙制への移行が、国家の本来の主人は社会であるとの意識を育んだ最大の要因であるという命題は、クラクフ司教、オレシニツキの言葉によっても裏付けることができよう。司教は、バロンたちの指導者として事実上この時代のポーランドを統治していた人物である。彼は、幼いヴワディスワフ3世が1434年に王位に就いた際、王が成人して親政を開始するにいたるとき、王は従来の特権を確認する必要があることを指摘し、次のように演説している。「王国における統治と自由は王権から発するものではなく、王国の顧問と国内の有力者の権能に基づくものである。それゆえ、王が成人しても、彼が王国の権利と自由を確認しないかぎり、王国の統治権を彼に渡しはしない」⁹¹⁾。

このオレシニツキの言葉からは、まさに、世襲制の消滅によってバロンを主勢力とする社会が国家の根源的な主人となり、王の誓約、つまりは、王と社会の契約関係に基づいて社会が王に統治権を委託するという国家構造が読み取れる。カジミエシ大王の時代と比べれば、これは大きな変化である。皇帝のもとに派遣された大王の使節は、1357年、「わが王は王冠と剣とを神から賜った」⁹²⁾と述べていた。もっとも、王権神授の段階から大きく変化してこの1420年代に成立した体制は、厳密に言えば、マグナートの共和制といえる。16世紀のシュラフタ共和制の確立には、このあと、王とマグナートとシュラフタとの三者の闘争を必要とする。とはいえ、ポーランドの歴史を貫く共和制の伝統が、この1420年代にその明確な萌芽をもつことには変わりはない。そして、制度的な側面だけを見る限り、そうした共和制的な体制の萌芽と理念の確立とを促進した最大の要因が、王位の世襲制の消滅であり、つぎに、リトヴァとの合同と“corona”概念の導入にあったことは否定できないように思われる。後者の点について付言すれば、個人と職との分離を基本理念とする“corona”概念が、王と国家とは別物であるという意識の成長を助長し、社会が国家を自らのうちに取り込むことを容易にしたであろうからである。

- 1) Wojciechowski, Z., *Państwo polskie w wiekach średnich*, Poznań 1948², s. 132.
- 2) G. イェリネク, (芦部信喜他共訳), 『一般国家学』, 学陽書房 昭和60年(第2版4刷), 576頁を参照のこと。
- 3) 因みに, 1781年に発行された百科事典は, 国家概念としての「ジェチボスポリタ」を「人民のすべて, あるいはその選ばれた部分が政府と最高権力を有するような国家の政治的形態」と定義する。そして, 「ジェチボスポリタ」には, 連邦国家と単一国家の二種の形態があるとし, 当時における前者の例にオランダとスイス, 後者の例としてヴェネツィアとジェノヴァに並んでポーランドを挙げている (*Zbior potrzebniejszych wiadomości*, Warszawa i Lwów 1781, przedruk, Warszawa 1979, t. II, s. 458)。また, デイヴィスも, 「ジェチボスポリタ」を英訳する場合, “the Commonwealth” よりも “the Republic” のほうが適当だと述べている。Davies, N., *God's Playground, A History of Poland*, vol. 1, Oxford 1982², pp. 369-370.
- 4) 伊東孝之, 『ポーランド現代史』, 山川出版社 1988。
- 5) Maciszewski, J., *Szlachta polska i jej państwo*, Warszawa 1969, s. 35-37.
- 6) Dąbrowski, J., *Korona Królestwa Polskiego w XIV wieku*, Wrocław 1956.
- 7) Wojciechowski, *op. cit.*
- 8) Grzybowski, K., ““Corona Regni” a “Corona Regni Poloniae””, *Czasopismo Prawno-Historyczne*, t. IX, z.2, (1957).
- 9) イェリネク, 前掲書, 373頁。
- 10) “regnicolae” は王国内の臣民である住民すべてを一般的に意味するが, “communitas” は, “regnicolae” に比して, 単なる個人の集合体ではなく, 権利と義務を有する集団的主体という意味合いをより強くもつという(Dąbrowski, *op. cit.*, s. 119-120 ; Grzybowski, s. 325-327)。いずれにせよ, これらのタームを「社会」と置き換えることは許されると思う。
- 11) Dąbrowski, *op. cit.*, s. 87-90.
- 12) *Ibid.*, s. 85-87 i 92.
- 13) *Ibid.*, s. 92-93. この場合, 公国とテラは同意語として使われている。統一王国の領域に入った旧公国もテラと呼ばれ, 基本的な行政的・政治的単位を構成する。
- 14) 国家の権利論が前面に出てくる理由としては, 当時すでに, 年長公制が消滅してピラスト家一族の平等論が根強く, 他のピラスト諸公がこの平等論を盾にウォキエテクの上級権の主張を論駁し, 統一が進展しなかったことが考えられる。*Ibid.*, s. 86 ; “Joannis de Czarnkowi Chronicon Polonorum”, *Monumenta Poloniae Historica* (以下 MPH) ed. Bielowski, A., t. II, Warszawa 1961, p. 645.
- 15) Dąbrowski, *op. cit.*, s. 103.
- 16) *Ibid.*, s. 93-94.
- 17) Grzybowski, s. 313.
- 18) *Ibid.*, s. 303-304.
- 19) Bardach, J., *Historia państwa i prawa Polski*, t. I, Warszawa 1973⁴, s. 385-388.

- 20) 「ポーランド王国王冠」という新しい国家表現が導入された最大の理由は、カジミエシ大王が推進したルーシ・ハリツカという新たな、非ポーランド的な領土の獲得と関係があろう。従来の「ポーランド王国」という表現は、前述のように固有の領土概念を有するがゆえに、新しい領土をもつポーランド国家の表現として適しない。しかるに、「王冠」という国家概念は権力概念だから領土の膨張に自在に対応できる。Dąbrowski, *op. cit.*, s. 105; Grzybowski, s. 312-313.
- 21) 「王冠」概念と国家領土の不可譲渡性については、Kantorowicz, E. N., “Inalienability, A note on Canonical Practice and the English Coronation Oath in the Thirteenth Century”, *Speculum*, v. XXIX, n.3, (1954), を参照のこと。
- 22) Dąbrowski, *op. cit.*, s. 105-106; Długosz, J., *Roczniki czyli kroniki sławnego Królestwa Polskiego*, ks. 10, Warszawa 1981, s. 17-18.
- 23) Dąbrowski, *op. cit.*, s. 97. なお、個々人の封建的特権をも凌駕するこのようなカジミエシ大王の権利は、ユスティニアヌス法典にある皇帝の権利を援用したものとグジボフスキは解釈している。Grzybowski, s. 318-320.
- 24) *Wybór tekstów źródłowych z historii państwa i prawa polskiego*, oprac. Sawicki, J., t.I, cz. 1, Warszawa 1952, s. 67-68.
- 25) 不可譲渡原則の確立が、13世紀後半のイギリスでクリア・レギス（国王評議会）の権限を強める根拠になっている。Kantorowicz, p. 500.
- 26) Wojciechowski, *op. cit.*, s. 283-284; Kutrzeba, St., *Sejm walny dawnej Rzeczypospolitej polskiej*, Warszawa b.d., s. 30-31.
- 27) Dąbrowski, *op. cit.*, s. 105; *Jus Polonicum*, ed. Bandtkie, J., Varsavia 1831, p. 156; *Wybór źródeł do historii Polski średniowiecznej*, t. II, oprac. Labuda, G., i Miśkiewicz, B., Poznań 1967, s. 211-213.
- 28) Wojciechowski, *op. cit.*, s. 284; Kutrzeba, *op. cit.*, s. 31.
- 29) 同協定の内容だけでなく、1350年の両王の協定でも確認できる。*Materiały źródłowe do historii Polski epoki feudalnej*, red. Małowist, M., t. III, *Polska w okresie monarchii stanowej*, oprac. Heck, R., Warszawa 1955, nr 45.
- 30) Dąbrowski, *op. cit.*, s. 115 i 142.
- 31) グジボフスキは、この時代を前ルネサンス的絶対主義の時代であると規定する。君主権は君主から独立したいかなる権力機関によっても法的に拘束されず、また、政策によっては公共の福利（*bonum commune*）の名のもとに臣民の私的権利をも凌駕するからである。Grzybowski, s. 320.
- 32) Dąbrowski, *op. cit.*, s. 108; *Jus Polonicum*, pp. 184-185.
- 33) *MPH*, II, p. 642.
- 34) Dąbrowski, *op. cit.*, s. 105-107; Długosz, *op. cit.*, ks. 10, s. 17-19.
- 35) Grzybowski, s. 325; Górski, K., “The Origins of the Polish Sejm”, *Communitas Princeps Corona Regni, Studia selecta*, Warszawa 1976, p.58. なお、バロンの主体は、ヴォイエヴォーダ（知事）とカシテラン（城代）である。
- 36) Dąbrowski, *op. cit.*, s. 112. なお、グジボフスキは、法理論上の観点から、ポーランドに

- おける「王冠」概念が全ヨーロッパ的水準に達するのは、前述の16世紀初頭のザボロフスキにおいてであると主張する。Grzybowski, s. 311-312.
- 37) 社会はルードヴィクを法に適った真の世襲王ではなく、余所者の外国人の王とみなし、彼をまったく歓迎しなかった。Długosz, *op. cit.*, ks. 10, s. 19 i 25.
- 38) 正確に言えば、ルードヴィクとその縁者（ヤン公）の男系の子孫に限定されていた。
- 39) Dąbrowski, *op. cit.*, s. 115-116; *Jus Polonicum*, p. 184.
- 40) つまり、国王評議会ではなく、身分制議会（sejm walny）の法的起源となる。
- 41) *Historia Polski*, red. Łowmiański, H., t. I. cz. 1, Warszawa 1957, s. 554-558; Długosz, *op. cit.*, ks. 10, s. 81-82.
- 42) ドゥーゴシュは、公の地位にあるものが王国を統治することは王国の権利の侵害であると述べ、オポーレ公の総督就任に反対する根拠として、国家の権利が掲げられたように書いているが、彼が依拠したヤンコの記述にはそのような論理は記されていない。また、計画を王に断念させた集会は、王の許可なく開かれたものであり、したがって、それ自体が反乱的、非公式的性格をもつといえる。MPH, II, s. 681.
- 43) ドゥーゴシュの記す“consilarii”とは、国王評議会の成員すべてを指すのではなく、その中の一部の特別な相談役を意味すると筆者は解釈している。Długosz, *op. cit.*, ks. 10, s. 31; Kutrzeba, *op. cit.*, s. 20.
- 44) 本稿で扱う時代の集会を正確に把握するのは困難だが、ピエコシンスキはルードヴィク時代に3回、バロンの集会が召集されたとしている。Piekosiński, Fr., “Wiece, sejmiki, sejm i przywileje ziemskie w Polsce wieków średnich”, *Rozprawy Akademii Umiejętności, wydz. hist.-filoz.* s. II, t. XIV, (1900), s. 189 i 194.
- 45) Cf. Długosz, *op. cit.*, ks. 10, s. 77-78. ハリチの回復は1387年。
- 46) フランスのアンジュー家は、シチリア王国を教皇庁の是認のもとに獲得したが、やがて教皇庁からの独立に成功している。その際の論理は、同家の王権の起源が教皇にあることを認めるものの、一度樹立された君主権の内容は教皇とは無関係であるというものであったという（Grzybowski, s. 316）。世襲権をもつ王家は、その王朝の創始にあたって社会の同意をえる必要があった場合でも、上のような論理で社会の力の増大を抑える可能性をより強くもつのではなかろうか。
- 47) Dąbrowski, *op. cit.*, s. 116-118. ピエコシンスキは計9回を記録している。Piekosiński, s. 194-195.
- 48) Dąbrowski, *op. cit.*, s. 117.
- 49) *Ibid.*, s. 117-118.
- 50) *Ibid.*, s. 123; *Akta unji Polski z Litwą 1385-1791*, wyd. Kutrzeba, St. i Semkowicz W., Kraków 1932, nr 1.
- 51) *Jus Polonicum*, p. 189-190.
- 52) *Akta unji*, nr 3, 4 i 5.
- 53) *Wybór źródeł do historii Polski średniowiecznej*, t. II, s. 213-215.
- 54) *Akta unji*, nr 22.
- 55) Dąbrowski, *op. cit.*, s. 126-127; *Akta unji*, nr 7, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 23, 24, 25, 26, 27,

- 28, 29, 30, 31, 33 i 34. 中には、国王夫妻の子供たちへの言及が抜けている文書もままある。また、レグニコラエ（住民）＝社会を忠誠の対象にしているとみられる文書が存在する可能性が、ないわけではない。それは、1386年3月の戴冠式直後に、ヴィトルドとジグムント・キェイストウトーヴィチが行なったとみられる宣誓である（nr 8 i 9）。しかし、これらの文書は現存せず、ただ、ヤドヴィーガの死後に彼らが行なった宣誓文（後述の nr 38 i 55）の内容から想定しうる宣誓なのである。同じ頃のスキルギェウオの宣誓（nr 7. ただし、これも現存せず、1387年6月の彼自身の宣誓 [nr 18] から想定されるもの）では、レグニコラエは忠誠の対象に挙げられてはいない。したがって、戴冠式直後の宣誓で両人が社会を掲げたという信憑性は薄い。
- 56) *Źródła dziejowe*, t. X, *Sprawy wołoskie za Jagiellonów, Akta i listy*, wyd. Jabłonowski, A., Warszawa 1874, s. 3-4 (nr 1, 2, 7).
- 57) ピエコシンスキはこの13年間に3回の集会しか見出せていない。因みに、全国的、州別の集会は、1382-1386年では12回、1399-1416年では5回、1418-1434年の間では40回が記録されている（Piekosiński, s. 194-216）。また、国王評議会の開催が定期化するのには、15世紀の最初の30年間に於いてであるという見解もある。*Polska dzielnicowa i zjednoczona, państwo · społeczeństwo · kultura*, red. Gieysztor, A., Warszawa 1972, s. 300.
- 58) この時代にヴィエルコポルスカの各テラの高官とすべての司教が評議会に入る。しかし、評議会が完全に閉鎖化するのには15世紀末であって、この時代ではまだ、王は知事や城代以外の地方官吏を召集する権限を持っていた。Bardach, *op. cit.*, s. 441; *Polska dzielnicowa i zjednoczona*, s. 299-300.
- 59) *Historia sejmu polskiego*, t. 1, red. Michalski, J., Warszawa 1984, s. 13.
- 60) Piekosiński, s. 196-199; *Dzieje Piotrkowa Trybunalskiego*, red. Baranowski, B., Łódź 1989, s. 28.
- 61) Długosz, *op. cit.*, ks. 10, s. 224, 284 i 287-288; Kuczyński, St., *Król Jagiełło ok. 1351-1434*, Warszawa 1987², s. 74.
- 62) ドンブロフスキをはじめポーランド史学界の大勢は、この共同統治時代の国家構造の変化を重視していない（Dąbrowski, *op. cit.*, s. 89 i 127）。これに対し、グジボフスキは、空位期を正常期の統治形態に影響を及ぼしえない異常期と見做す立場に立つ。筆者としては、後者の見解にも耳を傾けるべきだと考える。ただし、厳格な“parliamentarism”の観点に立つ彼の身分代表制観には同調できない。Cf. Grzybowski, s. 323-325; Bardach, J., “O genezie sejmu polskiego”, *Pamiętnik VIII Powszechnego Zjazdu Historyków Polskich*, Warszawa 1959, s. 27-28.
- 63) 西ヨーロッパの身分制王国は、二元主義国家ではあるが、君主が等族の上に立つと理解する。ポーランドでは後に両者の関係が逆転する。この相違が、例えば、身分制議会において君主への請願が占める位置の違いとなって現われるのではなかろうか。のちのポーランド議会では、請願が極めて少ないという。*Ibid.*, s. 19.
- 64) Halecki, O., *Dzieje unii jagiellońskiej*, Kraków 1919, t. I, s. 161-163; Bardach, *op. cit.*, s. 568-569; 鳥山成人, 「ポーランド＝リトワ連合小史」, 『ロシア東欧の国家と社会』, 恒文社 1985, 380頁。

- 65) Dąbrowski, *op. cit.*, s. 129; *Akta unji*, nr 38.
- 66) *Ibid.*, nr 39.
- 67) Długosz, *op. cit.*, ks. 10 i 11, Warszawa 1982, s. 157.
- 68) *Sprawy wołoskie*, s. 5-6 (nr 11, 12, 13, 14, 15, 17).
- 69) *Akta unji*, nr 40, 41, 42 i 43.
- 70) *Ibid.*, nr 44.
- 71) Kutrzeba, *op. cit.*, s. 32.
- 72) *Akta unji*, nr 50 i 51: リトヴァ臣民のポーランド社会への忠誠は, nr 51 の第9項。
- 73) ヴイトルドが死去した1430年, ヤギェウォはポーランドのバロンに相談することなく, 実弟のシヴィドリギェウォを独断で大公に任命した。彼がポーランドに臣従の宣誓をしたという痕跡はない。Długosz, *op. cit.*, ks. 11, Warszawa 1985, s. 319.
- 74) *Akta unji*, nr 54.
- 75) Dąbrowski, *op. cit.*, s. 130; *Akta unji*, nr 55.
- 76) Długosz, *op. cit.*, ks. 10, s. 257; Bardach, *op. cit.*, s. 567-568. 鳥山教授もハレツキも, ヴイトルドの地位は事実上の大公であったと書いている。鳥山成人, 前掲書, 379頁。Halecki, *op. cit.*, s. 138-139 i 162-163.
- 77) ヴイトルドとその妻はこの時三通の誓約書を残しているが, バロンについての陳述はない (*Akta unji*, nr 29, 30 i 31)。また, ドゥーゴシュも, リトヴァ側のバロンがオストルフに大勢いたと述べているのに, 王の同行人については一切言及していない (Długosz, *op. cit.*, ks. 10, s. 256-257)。ただし, ヤギェウォが事前に顧問たちと打合せていたことは, 当然想定できる。Halecki, *op. cit.*, s. 139-140.
- 78) Długosz, *op. cit.*, ks. 10, s. 307-309. ハンガリーの先例が影響していよう。1395年にヤドヴィーガの姉にあたる世襲女王のマリアが死去した時, ハンガリーのバロンたちは夫のシギスムントを廃し, 新王の選出を考えたという。 *Ibid.*, s. 277.
- 79) *Akta unji*, nr 51.
- 80) Długosz, *op. cit.*, ks. 10, s. 308-309.
- 81) Dąbrowski, *op. cit.*, s. 134-136: ヤギェウォがコルチンで発布した特権状に次のような文言がある。なお, [] 部分はドンブロフスキによる挿入である。[król zaznaczając, że] “communitas prelatorum et baronum nec non nobilium procerum et terrigenarum regni nostri Polonie... timentes per scissuram ipsius [regni] et..., desolationem regno et corone ipsorum imminere” [uchwaliła podatek jednorazowy na wykup ziemi dobrzyńskiej]. 問題点は “ipse” の使われ方にある。最初の “ipse” は “scissuram ipsius” と単数形で使用されているが, 後者の場合は “corone ipsorum” と複数形になっている。複数形の場合, その指示するものは “regnum” ではなく, “communitas” となり, したがって, “corone ipsorum” は “corone communitatis” (コムニタスの王冠=人民の国家)の意味になるというのである。しかし, ドンブロフスキによれば, “corona communitatis” という形のラテン語の表現が現われることは, その後のポーランドでも, また, チェコやハンガリーでもないという。
- 82) *Ibid.*, s. 136-137.
- 83) *Ibid.*

- 84) Wojciechowski, *op. cit.*, s. 131-132 ; Dąbrowski, *op. cit.*, s. 140 ; Bardach, *op. cit.*, s. 386.
- 85) Wojciechowski, *op. cit.*, s. 132 ; Bardach, *op. cit.*, s. 386.
- 86) 洗礼親の子とはいえ、近親結婚に相当する。ヤギェウォは結婚の許可をコンスタンツの公会議で得たが、エリジベータの死後は再婚できないという条件がついていた。Długosz, *op. cit.*, ks. 11, s. 71-76.
- 87) Jasionica, P., *Polska Jagiellonów*, Warszawa 1985⁷, s. 105 ; Kolankowski, L., *Polska Jagiellonów, Dzieje polityczne*, Lwów 1936, s. 58.「真の後継者」であれば社会の公式の承認は必要ない。Akta unji, nr 51 の第12項。
- 88) Długosz, *op. cit.*, ks. 11, s. 152-153.
- 89) Kolankowski, *op. cit.*, s. 58-59 ; Długosz, *op. cit.*, ks. 11, s. 222.
- 90) 注75) を参照のこと。この問題は、王冠は選挙制、大公国はヤギェウォ家の世襲という妥協で1446年に法的な決着がつく。また、選挙制への移行の問題をピャストとの血の問題だけで処理してきたが、この問題が、14世紀以来の社会的・経済的發展やポーランド人とリトヴァ人との間の方針の相違、また、国際的にはフス派のチェコの問題が絡むことはいうまでもない。Kolankowski, *op. cit.*, s. 59-60 ; Wojciechowski, *op. cit.*, s. 123-124 ; 鳥山成人, 前掲書, 383-389頁。
- 91) Bardach, s. 22.
- 92) Dąbrowski, *op. cit.*, s. 99.

[本稿は、北海道大学スラブ研究センター1989年度第1回研究報告会での原稿を一部加筆、修正したものである。また、文部省科学研究費（一般研究C, 1989年度）と早稲田大学特定課題研究助成費（個人, 1989年度）による研究成果の一部である。]

King, State and Society in Poland during the Later Middle Ages

— A Study of the Origins of Polish Republicanism —

Toshio INOUCHI

We aim to explore what elements assumed sovereignty in the time from Kazimierz Wielki to Jagiełło. For this purpose we use the oaths of homage taken by Polish vassal countries as our main materials. The objects of homage can be considered assumers of sovereignty, as Jean Bodin mentioned the right to demand homage and fidelity as one of eight true marks of sovereignty.

“State” and “Society” used in this paper are translations of the words for “*corona regni Poloniae*” and “*regnicolae regni*” or “*communitas regni*” found in historical materials.

1. In Kazimierz Wielki’s time, for the first time appeared the idea of “the Kingdom” itself having its own rights, and the term of “*corona regni Poloniae* (the Crown of the Polish Kingdom)” was introduced as a new expression of the Polish State. These appearances show consolidation of the notion of the state’s rights, but it cannot be said definitely that the “State” was elevated to the position of sovereignty equivalent to the King. Evidences that Kazimierz’s rights remained superior to the “State’s” are found in the words of the Archbishop of Gniezno, Jarosław in 1339, and also in the King’s testament to divide the Kingdom and to bequeath to his grandson Każko three districts as Każko’s hereditary estate. We can also see evidence of this in the fact that the Mazovian princes paid homage to just the King.

The “Society” did not have any right, official or actual, to take part in state politics. Although for the first time the Polish “Society” appeared in the name of “*regnicolae regni*” in Buda Pact in 1355, there is no evidence which shows that its representative of four persons were nominated in a social assembly. They seem to have been sent directly by the King himself.

2. In the time of Ludwik of Anjou, the notion of the “Crown” was comparable to that in European thought and the “State” was elevated to the position of sovereignty. Evidence for this is seen, first, in the oaths taken by Ludwik in his Coronation in 1370 and in 1374 in Koszyce which show the establishment of the inalienable rights of the “Crown”. Secondly, Janko, writing the results of Kazimierz’s testament, states that Każko received the Dobrzyń district as a fief from the King and “the Crown of the Polish Kingdom”. However, the sovereign status of the “State” was not firmly determined, which is indicated by the fact that Ludwik incorporated Polish Red Ruthenia into Hungary.

The “Society” became more independent. But its autonomous movements are considered unofficial ones. It can be said at best that the “Society” acquired the rights and possi-

bilities to participate in official politics in future, which is shown in the tax-privilege in the Statute of Koszyce gained in return for the “Society’s” acknowledgement of one of Ludwik’s daughters as a Polish sovereign.

The rise and limit of position of the “State” and the “Society” seem to be due to the fact that Ludwik was not a natural king but a foreign one, but at the same time he was a hereditary monarch, sharing the blood of the Piast dynasty.

3. After the death of Ludwik two years of interregnum continued. In these times “*communitas regni*” organized itself into “the Confederations” and reigned over Poland. The “Radomsko Confederation” of 1384 took an oath to “*communitas*” and “the Crown of the Kingdom”, which shows that the “Society” as well as the “State” rose to attain a sovereign position.

4. In October, 1384, the youngest daughter, Jadwiga was crowned as hereditary monarch. But the high official position of the “Society” was preserved until Jadwiga came to maturity and the Grand Prince of Lithuania, Jagiełło was crowned as the husband of Jadwiga. It was the “Society” which arranged Jadwiga’s marriage and led to “the Union of Krewo”. But it was in Jadwiga where sovereignty really lay, which is testified in oaths taken by the Mazovian and Lithuanian princes. Lithuanians took oaths either just to Jadwiga, or just to Polish barons, or to both. Therefore it can be said the “Society” ruled over Poland as an official deputy of Jadwiga while still under age.

5. After the joint rule of Jagiełło and Jadwiga started, the position of the “Society” was apparently down, as evidenced by the fact that the Lithuanian princes paid homage to both the King and Queen, their future children and “the Polish Crown”. The “Society” did not become the object of homage. The activity of the Polish prelates and barons was not mentioned too, even at the time of the so called “Ostrów Act” in 1392, though its Act had meanings of the revision of “the Union of Krewo”. It shows that sovereignty returned to both the King and Queen and the “State” and that the “Society”, or the King’s Council dropped down to become a consultative organ. This suggests that Poland possibly liquidated the political structure created in the times of the Interregnum and developed the same estate monarchy as existed in Europe.

6. However, with Jadwiga’s death in 1399 leaving no children, the political structure of Poland started to change radically and the “Society” was raised to a higher status. In 1401, when Jagiełło’s cousin, Witold, was to rule Lithuania as the actual Grand Prince in the so called “Wilno-Radom Act”, he and his Lithuanian subjects took oaths to not only the King and the “State”, but also to the Polish “Society”. Lithuanian subjects paid homage to the Polish “Society” in the “Horodło Act” in 1413, too. On the other hand, other princes such as Moldavian and West Pomeranian, and other Lithuanian princes directly dependent to Witold paid fidelity not to the Polish “Society” but only to the King and the Polish “State”. This indicates that the Polish “Society” gained the co-determination right to settle the problems of

Polish-Lithuanian relations after Jadwiga's death.

The evidence above shows that the Polish "Society" shared the sovereign authority at least in relation to Lithuania. This situation came about because the status of Jagiełło was greatly weakened with the death of the hereditary monarch, Jadwiga, and that also because the "Society" started to think of itself as the true master of the country, although the notion of hereditary monarchy was still preserved owing to Jagiełło's marriage with Anna, granddaughter of Kazimierz Wielki. Also it should be stressed that the Lithuanian Union itself, too, was the propulsive force for the rise of the Polish "Society's" status, which is understandable if we consider the different status of the Polish "Society" in relation to Lithuania and other dependent countries.

7. After Anna died in 1416 leaving a daughter, Jadwiga, relations between the three elements changed more dramatically. It can be said that the "Society" incorporated the "State" into itself and the "State" was identified with the "Society". There are two pieces of evidence for this. The first is a document written in the Polish language in 1420, in which the Archbishop of Gniezno rebuked the Bishop of Kraków in the name of "the King and the whole Crown of the People (wschitka korona pospolstwa)". The second is a letter of Jagiełło written in 1426, which reads that the Mazovian princes refused to pay homage to the Polish "Crown", saying that if they took oath to the "Crown" any Polish subject might regard them as his vassals.

From this we can say that in the 1420s true assumers of sovereignty were the King and the "State", but that at the same time the "State" was regarded in the same light as the "Society". In other words we can look here for the origins of Polish republicanism, although this was a republic of barons.

This situation seems to have been invited by the death of Anna and the succeeding marriage of Jagiełło to Elżbieta, a mere subject of the Kingdom and a daughter of Jagiełło's godmother. From this train of events an adherence to the hereditary monarchical system begins to weaken and a gradual change is made to an election system. This can be safely assumed if we consider the status of Anna's daughter, Jadwiga and two sons produced at last from the aging Jagiełło's fourth marriage. Moreover, this can be testified too, by the speech of the Bishop of Kraków, Oleśnicki, made at the Coronation of Władysław, Jagiełło's first son, in 1434.

Beside this, we should stress two other incentives for such a dramatic rise of the "Society's" position, namely the "Union with Lithuania" and an introduction of the concept of the "Crown", both institutional causes. The latter carries the fundamental idea that individuals and offices are different and separable. Therefore, it facilitates the awareness on the part of the "Society" that the king and the "State" are different and that the "State" can be incorporated into the "Society" itself.